

第144号

瓦版 えくれしあ ～ 集いの場 ～



目次

1. 「技能実習制度の見直しに関する法務省・厚生労働省合同有識者懇談会」報告書から (平成27年1月30日)
2. 江田島技能実習生による殺傷事件裁判を傍聴して 2
3. 技能実習生の賃金を巡っての問題から
4. ケラメイコス
5. 身近な法律相談会(第10回)のご案内
6. 本の紹介 異邦人(いりびと) 原田マハ 著
7. 今月の言葉

「技能実習制度の見直しに関する法務省・厚生労働省合同有識者懇談会」報告書から (平成27年1月30日)

江田島で発生した技能実習生による殺傷事件の裁判が2月27日に結審しました。この裁判の進行中、昨年から行われていた技能実習生制度の見直しの有識者懇談会報告書が纏められました。過去3回発生した技能実習生による殺人事件はこの制度の建て前と本音の世界に遠因があると言えるはずですが、この制度の抱える様々な問題は考慮せず労働力不足対策又とりあえず批判に対して取り繕いを行なっておくといった方向で纏められたものといえます。実施時期は27年度中とのことです。この報告書に沿った形で直ぐに法案が制定され国会を通過し、実施に移されます。

この報告書の目指す主なところは、50人以下の事業所での受け入れ人数の拡大、介護等受入職種の拡大また2年間実習期間を延長するための技能実習生3号の創設などがあります。一方問題防止対策として制度管理運用機関を新設が予定されています。この報告書から幾つかの点を拾い出してみました。

(1) 監理団体及び実習実施機関のガバナンス強化並びに問題のある機関の排除

「実習実施機関については、実習生との間に労働契約が存在し、労働関係法令による直接規制及び労働基準監督機関による指導がなされていること等も踏まえ、許可制よりも緩やかな届出制」とし、一方監理団体については職業紹介との関連で新たな許可制とする。

法務省・厚生労働省の2省の所管に関わる事項について一貫した指導監督を行うことが望ましいことから、制度管理運用機関を新設し、これに指導監督に関する業務を行わせるものとするべきである。

実習生が実習実施機関又は監理団体により不適正な行為を受けた場合には、制度管理運用機関に母国語で申告・相談することができる通報窓口を設置するとともに、実習実施機関又は監理団体は、実習生が前記申告を行ったことを理由に、不利益な取扱いをしてはならないこととし、これを担保するための罰則を整備すべきである。

実習生から制度管理運用機関に対し申告があった場合、必要に応じて、当該実習生に対し、一時退避先の提供、実習先変更支援が行われることとすべきである。

(2) 実習生に対する人権侵害行為等の防止及び対策

制度管理運用機関に母国語で申告・相談することができる通報窓口を設置するとともに、実習実施機関又は監理団体に対する罰則を整備すべきである。

実習生から制度管理運用機関に対し申告があった場合、必要に応じて、当該実習生に対し、一時退避先の提供、実習先変更支援が行われることとすべきである。

実習実施機関又は監理団体が、倒産、解散、経営状況の悪化、人権侵害等の不適正な行為等により、技能実習を継続することが困難となる場合、また実習生から制度管理運用機関に申告・相談があり、同機関が、実習生に責任がないと判断する場合であって、本人が継続して実習を希望し、かつ、実習実施機関及び監理団体による実習先変更等の支援が十分に受けられない場合には、国において、関係者相互間の連絡調整、関係者に対する助言等、実習先の変更等の支援を実施すべきである。

2号実習生及び3号実習生の予定賃金額を決める際には、それぞれ同一の実習実施機関内の1号実習生及び2号実習生の賃金を上回らなければならないこととすべきである。

関係法令等に関する啓発活動の推進として、労働関係法令等の概要や行政機関等の申告・相談窓口等の情報を主要な外国語で記載した「技能実習生手帳」の作成及び全実習生への配布を継続すべきである。

この手帳は問題が多発している協同組合では配布していませんし、実際の程度配布されているのでしょうか。またJITCOが作成している「かけはし」も実習生の手が届いてはいないようです。制度管理運用機関の新設や労働基準監督署の技能実習の適正化に向けて35人増員するとのことですが、技能実習生の相談を受けている中心は地域ユニオンや民間NPOです。これらの団体との共働関係を造る必要があるといえます。

(3) 技能実習期間の2年延長(技能実習3号の創設)

優良な監理団体及び優良な実習実施機関においてのみ可能とすべきである。(監理団体が優良であっても、実習実施機関が優良でなければ、当該実習実施機関では3号への移行は認められないこととなる。)

労働基準局は平成25年度に監督指導した結果80%の事業所に違反がみられたと報告しています。優良な実習実施機関は20%しかないということでしょうか??

技能実習3号への移行が可能となる実習生の要件として、具体的には、技能検定3級相当の実技試験に合格していなければならないこととすべきである。

技能実習2号を修了し、3号に移行するまでの間には、実習生が家族と離れている期間が長期化すること等に鑑み、一旦帰国(例えば原則1か月以上)することとすべきである。

一旦帰国に係る渡航費用は、監理団体又は実習実施機関が負担するものとすべきである。

この期間の賃金保障また賃金が無いまま社会保険料の徴収や家賃の問題はどうなるのでしょうか。年次有給休暇を一切使用させなければ有休休暇の処理も可能・・・。

(4) 受入れ人数枠の見直し

現行制度の受入れ人数枠は、常勤職員数が50人以下の実習実施機関は一律3人まで、51人以上100人以下の実習実施機関は6人までとされている(3年間受入れる場合にはこの3倍となる)など、必ずしもきめ細かな区分とはなっていないことから、常勤職員数が50人以下の場合は次のような案が提示されています。

a. 50人以下は5人 b. 40人以下は4人 c. 30人以下は3人

H18年の事業所規模別の受入割合(衆議院調査局の報告)

1人~9人 36.9%、10人~19人 19.6%、20人~49人 16.8%、以上で73.3%となります。50人~99人 12.6% であり、100人以下で85.9%の技能実習生を受け入れていることとなります。

(5) 対象職種の拡大

介護分野の対象職種への追加については、「様々な懸念に対し適切な対応が図られるよう、具体的な制度設計を進めることとし、技能実習制度の見直しの詳細が確定した段階で、

介護固有の具体的方策を併せ講じることにより、様々な懸念に対し適切に対応できることを確認した上で、新たな技能実習制度の施行と同時に職種追加を行うことが適当である」という「外国人介護人材受入れの在り方に関する検討会」における検討結果を踏まえて適切に対応すべきである。

その他の職種については、制度趣旨や送出し国のニーズ等を踏まえ、移転すべき技能として適当なものについて、随時対象職種に追加していくべきである。

(6) 多能工化のニーズへの対応(複数職種の實習)

送出し国側の多能工化のニーズと我が国の実習実施機関側のキャパシティに対応し、複数職種の技能実習を行うことができるように措置すべきである。この場合、試験の実施や受検の負担等も考慮し、主な職種(複数)のうちのいずれかの職種の技能評価試験の受検が義務付けられるものとすべきである。

産業ごとの変化や実態、技術の進歩等にも応じて、使用する素材等の要件を緩和する等、技能実習計画をより柔軟に作成できるようにすべきである。

多能工化と言うと聞こえはいいのですが、現実問題として認められた職種以外で研修している例が多くみられるためこれを助長する措置でしょうか。

江田島技能実習生による殺傷事件裁判を傍聴して 2

前回の報告から2月27日の結審まで全てを傍聴していませんが、協同組合の通訳、被告人、精神鑑定医そして技能実習生問題に詳しい全統一の鳥井さんに対する質問を聞いたのでこの辺りのことから報告します。

協同組合の通訳のカンさんの話から

この事件を知ったのは高橋専務理事から切串で技能実習生が暴れているとの連絡があり、切串に向かい、その途中、警察の車とすれ違い後部座席に被告が座っているのを見たので警察に向かった。警察に行くと被告が担架に拘束され、頭に血の塊があるのを見た。

警察で通訳をすることになり被告は自分の犯行であることを認めその原因は「社長に裏切られた(うらみがある)」とのことだった。また取り調べ中に胸痛を訴えたことから広島大学病院に救急車で向かい入院検査となった。救急車の中などで「社長からバカといわれたこと、人がいないところで殴られたこと」などまた頭の怪我については、「自分がやったものでもう少し強くやれば死ねた。」などの話を聞いた。

性格的にはおとなしい特別問題は無かったが、お金を必要としているらしく、子供の学費のためと来日2カ月で送金した。送金手数料がかかることから普通は半年に1回である。

移籍前の職場では、イカダ修理、カキの種付け、カラ通しなどで川口水産より仕事の種類は少なかった。また会社からのクレーム等なかった。(川口水産よりも仕事の種類が少なかったのは勤務していた時期によるものか、沢山の従業員がいたためか不明)

川口水産に移籍してからは担当が違うこともあったが時々連絡があり訪問していたが川口社長に対する不満は聞いたことがなかった。

被告人への質問から

(1) 家庭環境

出身は遼寧省でトウモロコシ農家をしており、農閑期(2~3ヵ月)には炭鉱等に出稼ぎに行っていた。

父親は統合失調症を発症し、お酒を沢山飲みだしたり、寝ずに喋り捲り、母を殴ったりしていたが自分が6歳の時に亡くなり母親が農業を継続した。

24歳の時に結婚し子供が一人いるが妻は子供を連れて出て行ってしまいどこにいるか分からないが離婚はしていない。

学校の勉強について行けず、中学2年から学校に行っておらず中学を卒業していない。技能実習生となるため卒業証書は買ったものである。

(2) 技能実習生となるに当たって

技能実習生になったのは日本に行くのと8万円稼げると聞いたからであった。

この話をしてくれたブローカが送出国の五環を紹介してくれた。

紹介費用として貯金や友人から借りたりして21,300円支払ったが、これ以外にも支払っているがいくらだったか覚えていない。

仕事の内容は水産業でカキ養殖の仕事と言うことは聴いていたが、経験は一切なかった。経歴書に水産業の経験があると書いたのはこのように書かないとビザが下りない為で送出国の五環からコピーを渡され書き写した。

中国での仕事はトウモロコシ栽培と農閑期の出稼ぎだけで、長期間勤務することもなかったし、単純な作業の繰り返ししか経験はなかった。

(3) 日本語について

仕事でいろいろ注意を受けたがバカという言葉しか聞き取れず悩んでいた。社長の身体の動きを見て自分なりに理解していた。違っていればまた指示が出るので同じようにしていた。

(4) 社長に対する気持ち

自分を息子の様に可愛がってくれた、宮島に連れて行ってってくれた、一緒に写真を撮ってくれたこと、またパソコンを中国に持って行ってもらったこともあり川口社長は「とてもいい人」と思っている。

(5) 裁判所で最初の頃奇矯な行動をとったことについて

裁判初日に出廷を拒み暴れたのは中国語で裁判所に行く旨の説明が無く何のために行くのか分からなかったためで刑務官の指を噛んだ。

入廷時の行動は拘置所でのお風呂時間が短く、早く出るように叩かれたりしていたので裁判官も含めてすべて悪人と思っていたためであった。

(6) 事件の発端となった原因

テレビに小鳥の交尾、妻が殺される場面が映り、母の叫び声、姉との性的関係を知られたと思い包丁を持って下で誰かと話をつけようと思った。

生ごみを持ち、包丁を隠して下に降りた。三浦水産の社長を見て二階に戻った。

中国での私のことがなぜテレビで報道されるのか。下の川口水産の人たちに話に行こうと思った。川口水産で見たからで、他の場所で見たら他の場所に行ったと思う。

精神鑑定医籠本医師への質問から

(1) 鑑定結果について

被告の犯行当時及び現在の精神状況の鑑定で、5/8、5/30、6/19、7/3の4回実施した。本人及び関係者の供述調書に基づいて判断して過去の行動には結果精神障害を疑わせるところはなかった。

本人との話、知人の話等からも精神障害を疑わせるものはなかった。

基本的な症状の有無を見たがそうしたものはなかった。たとえば、統合失調症では近所の人自分が監視している、監視カメラが設置されている等の妄想があるがそうしたものはなかった。

鑑定の結果は、犯行当時精神障害は認められず、物事の善悪を判断して行動する能力があった。

(2) 知能検査について

知能検査のウェクスラー-AWIS - を実施した。これには言語性IQと動作性IQの二つからなり、言語性IQは、一般的知識、言葉、算数の計算、記憶力等知識・計算力、記憶力を調べる検査であり、動作性IQは、作業を効率的に行うことができるかどうか検査する。模様の組み立て時間、絵の描けている部分の言い当て、4枚のカードを並べてストーリーを説明するなどの手法を用いる。

結果は、言語性IQが70点、動作性IQが53点、総合で59点であった。

言語性IQ70点は母国語に置き換えると80点程度と考えられ、境界域あたりの知能であり、動作性IQの53点は、通常、80~100の間であり、軽度発達遅滞であり、これは仕事の段取りが悪いとの証言と合致する。

この結果からみると、被告の周りの人たちは通常会話では普通人と感じるのに、仕事に入ると段取りの悪さが目立ちギャップを感じていたと思う。なぜ出来ないのかと見えたのではないかと推測する。こうした状況は被告人にとってはストレスになっていたと思う。

(3) **第2回と第3回の不規則発言については**

現場を見ていないが、資料を見た限りでは、自由を奪われ、重大な犯罪に対してどのような罰が下されるか分からない状況の中で、急に幻覚、妄想や興奮状態から自傷行為、脱糞など通常考えられない行動をとることがある。これは、内因性で原因のない一生治療を要する統合失調症ではなく、拘禁性精神病と言える。この病気はつらい状況が無くなれば元に戻る病気である。

(4) **激情犯について**

これは日本では一般的な概念ではない。いろいろな特殊事情が重なり瞬間的に犯した犯罪である。ただし二度とそうした犯罪を犯すことがない犯罪をさす。ドイツでは情状の対象となるがドイツだけの考え方である。

今回の犯罪が激情犯に該当するか否かについては、さまざまな問題が日常生活の中にあったことからこれに近い状況があったといえよう。

(5) **犯行時の精神状況**

精神病が主たる原因である場合には善悪の判断ができないが、被告の場合、自傷行為に及んだり、社長の妻を見て落ち着きを取り戻している。自分に良くしてくれる人には犯行に及んでいないため興奮はしていても善悪の判断能力は正常に保たれていた。救急車の中での話また警察での供述からも同様に判断できる。

(6) **犯行動機等について**

常時、妻との関係と家庭内での性的な問題への悩みを抱えており心に穴が開いた状態であり何かを切っ掛けとして自己コントロールできなくなり犯行に及んだと考える。

何が切っ掛けとして感情を爆発させ犯行に及んだのか本人も私も分からない。ただ切っ掛けが分からないことと精神病とは直接関係が無い。過去の鑑定例でも数件遭遇したがまれな例である。

犯行直前まで犯行を考えていたとの材料は見つからないため計画的な犯行ではなく衝動的な犯行であったといえる。

(7) **犯行動機の遠因として**

家庭の事情と妻との関係は中国での話なので日本で対処できる問題ではなく本人にとって精神的負担は大きかった。

日本語ができないこと、また同僚がいなくなったことなどから移籍後孤立したこと川口水産にこれまで来た実習生と比較して仕事を覚えない、仕事を覚えようと積極的に取り組まないなどと社長や打ち子からプレッシャーがかかっていた。

こうした状況で相談する人がいない、また社長のことなど相談しても頑張るようにとのことと終わっている。

本人が会社で唯一慕っていた社長の妻にも妻の悩みを打ち明けたが中国での話なので援助が受けられる訳ではなかった。

1年契約で来ており、5月で契約が切れるが、契約時に多額のお金を支払っている。途中帰国では違約金を取られるため帰国するわけにもいかない状況にあった。

さまざまな悩みを抱えていたが解決する術がないのが現状という状況に置かれていた。

全統一 鳥井一平氏への証人質問

(1) **弁護側からの質問に対して**

弁護側からの質問は技能実習生制度がどのような制度であるのかまたその制度に起因する残業代未払等の問題、それらが引き起こされる制度上の仕組みなど一般的な事項についての質問がなされ、制度の趣旨と実態の乖離の結果、人権侵害や労働基準破壊また人間信頼の破壊が生じていること、国家間、送出し機関と受入機関、技能実習生とそれぞれの機関等との関係など複雑な契約関係があること、その結果、技能実習生だけでなく受け入れ企業自体もその犠牲となっている面があることなどが説明された。

鳥井氏のこうした発言を受けて、被害者遺族が「裁判を通じ、制度のずさんさも感じた。母は、問題を見て見ぬふりをしてきた国や関係者の犠牲になったと考えている。」(中国新聞 H27.2.24) と陳述した。

(2) 検察側からの質問に対して

検察側からは、弁護士側の質問に対して技能実習生問題についての一般論での話はあったがそれが川口水産で実際にあったと確認しているのかといった点に関する質問がされ、一般論であり川口水産に発生している問題に対して回答したものではない。この事件は技能実習生制度の抱える構造的な問題から発生したものである、その問題の中心には技能実習生が感じている精神的なストレスと関係者の上から目線的な対応とコンプライアンスの問題がある。

【感想】

この事件がどのようなものであったのかは当然のことながら、むしろこの事件が技能実習生制度の問題とどのような関連性が見出されるかの方に關心を持って傍聴に行っていました。直接的な原因としては関係が無いこと、また鑑定医の話聞いて犯行が精神疾患によるものでもない事も納得できました。ただ言語性 IQ(境界域)と動作性 IQ(経度発達遅滞)の乖離により、周りの人からは仕事の段取りが悪く改善しようとしなないと感じられていたことからくる問題、来日前から引きずっていた様々な心の問題などがその他諸々のストレスと共に醸成され自分でもわからないまま爆発させた事件だった。また技能実習生制度が孕んでいる様々な問題は一つ一つを見れば我慢が出来ないものでもないでしょう。ただガス抜きをする術もなく、すべてのストレスを腹にため続けていき、本人の精神的な弱さと結びつけばこうした事件がこれからも発生すると考えざるを得ないというのが傍聴しての感想でした。

この制度の生み出す様々な問題は、権利の侵害、労基法違反と大上段に振りかざす問題と言うよりは些細な問題であり、多くは本人たち以外には感じることもできない問題です。私たちが知ったとしても表だって取り上げるのは難しいのではないのでしょうか。賃金未払や強制帰国などの重大な案件に付随して改善要望する程度の問題といえます。川口水産ではどうだったか確認が取れていませんが水産業界では会社と労働組合がユニオンショップ協定を締結して労働組合への加入が義務付けられているようです。毎月 3,000 円の組合会費が徴収されます。もしそうでありこの労働組合が通常の活動を行なっていれば今回の事件は防げたのではないかと思えてなりません。労働組合に加入するとすれば、来日後の座学期間中に労働組合から組合の法的位置づけや問題発生時の連絡方法などの説明がなされる必要があるはずです。また今回の様な移籍の問題があれば当然協議事項になるはずです。組合が存在すれば、パソコンや携帯所持の禁止、教会に行くことの禁止、外出禁止、文化の違いによる悪意のないストレス、住環境と家賃への不満、資格外研修の問題などの些細な問題の解決に向けての交渉も可能となりますし、それ以上に母国語で気を許して相談できる場の確保が可能になり、様々な問題の改善は難しいとしてもその悩みを聞いて会社と交渉も可能であることが確認できることは大きな心の支えになるはずです。もし、労働組合に加入していたのであれば、これを隠ぺいした協同組合と会社そして何らのアクションも起さなかった労働組合の罪は小さくはないと考えます。

こうした問題と伴に、発達遅滞の人や中学での勉強についてゆけず卒業証書を購入せざるを得ない人、水産業界の経験が無いのに送出し機関が用意した原稿を丸写するような人を技能実習生として送出し、受け入れる体制自体に問題があるはずです。関係者全員が建て前と金儲けと言う本音の世界で動いているため技能実習生は札束にしか見えていないとしか考えようがありません。第一次受入機関である協同組合がしっかりとその責任を果たせばさまざまな問題は発生しないはずです。ここの協同組合は始業と終業時刻が全く違う契約書を作成していたことが川口社長の妻の証言から明らかになっていますし、残業時間に関しては明らかに労基法を無視した指導をしながら嘘の証言をしていました。自分の利益を生み出す制度を大切にするのではなく自らが自らのクビを締めているといった状況が明らかになりました。この殺傷事件の原因は被告自身分らない心の中のブラックボックスの問題として明らかにはなりませんでしたが、関係者全員が餌にもなれば鞭にもなるこの制度の被害者であったことは確かだといえます。

技能実習生の賃金を巡っての問題から

毎年最低賃金が改定されていますが、これが変わったからと言って賃金が増える人は少ないのではないのでしょうか。また最低賃金がどういったものか知らない人も少なくはないと思います。県ごとに一般の最低賃金と産業別の最低賃金が定められています。日本人で最低賃金が関係するとすればパートやアルバイトの一部の人たちだけではないかと思いますが、外国人技能実習生の賃金は最低賃金が採用されているのが普通です。入国管理局の指針には日本人並みの賃金を出すように記載されているが最低賃金となる理由は、協同組合(第1次受入機関)が存在しているためといえます。会社(第2次受入機関)は協同組合に加盟料や会費を支払い、さらに技能実習生たちの往復の旅費と協同組合に対して毎月3万円前後の管理費を支払っています。広島県の一般最低賃金で一か月の賃金を計算してみると

$750 \text{円} \times 8 \text{時間} \times 22 \text{日} = 132,000 \text{円}$

程度となります。これに会社が協同組合に支払う3万円を加えれば16万2千円となり、さらに先に述べた経費を加えると日本人並みの賃金になります。しかしそれらは会社が技能実習生を受け入れるための必要経費であり、当然負担すべきものなのに技能実習生に負担させる筋合いのものではないはずです。この負担に耐えて、研修生として受け入れることができる会社が前提として設計された制度のはずですが、中間搾取で利益を分かち合うのがこの制度の実態といえます。

最低賃金を巡る問題としては、毎年改定されているにもかかわらず改定されていない例があります。ある鉄工所では、来日前の契約書に記載されている過去の最低賃金で支払われていました。在留資格更新時の労働契約書には正しい最低賃金に記載されていますがサインさせて本人には渡さないことをごまかしています。相談に来ているとき、後輩の技能実習生達がサインするように言われた労働契約書に記載されている最低賃金を見て不信感を持って質問してきたことがありました。また別な会社では、1年間新しい技能実習生が来なかったため最低賃金改定が無視されていました。1年置いて新人が来ることになったため昨年10月から賃金が改定されました。しかしこの変更された最低賃金は一昨年のものでした。この理由は、新しく来る技能実習生達がサインした労働契約書は入国手続の時期が昨年10月より以前であったためです。まさに賃金搾取による人件費削減の詐欺行為としか言えません。タイムラグを利用したあくどい例といえます。協同組合が賃金をチェックしていれば簡単に防げる問題ですが指針に従ってチェックしていないためか、分かっているにもかかわらず放置しているためなのかよくわかりません。会社に賃金清算を求めるとともに協同組合に対しても監督義務違反として慰謝料請求して責任追及する必要があるといえます。

最低賃金の問題は別として、技能実習生にとって切実なのは賃金が月給なのか日給または時間給なのかといった問題です。いずれの場合でも年間賃金は同額となります。ある造船所の労働契約書に記載された労働日数で計算すると次のようになります。

【年間労働時間】 $8 \text{時間} \times 240 \text{日} = 1,920 \text{時間}$ (休日 125日)

【年間賃金】 $1,920 \text{時間} \times 858 \text{円} = 1,647,360 \text{円}$ (最低賃金は造船)

【月給の場合】 $1,647,360 \div 12 \text{月} = 137,280 \text{円}$

【日給・時間給の場合】 月々の所定労働日数または時間 $\times 858 \text{円} =$ 毎月違う

となります。年間賃金は同じでも、年末年始、ゴールデンウィークそしてお盆の月の所定労働日数・時間は大幅に減少します。会社カレンダーを見ると1月は16日稼働、8月は14日の稼働となっています。そうすると、日給・時間給の場合の8月の賃金は

$8 \text{時間} \times 858 \text{円} \times 14 \text{日} = 96,096 \text{円}$

となります。これから住居費や社会保険料等が5万円程度引かれて手取りは46千円となります。これから仕送りをすると生活できないため高利貸しから借金をしている現実があります。月給とされていれば月々の稼働日数・時間に関係なく137,280円が支給され問題は発生しません。一寸した配慮があれば解消される問題ですし、何らの不都合もないはずで

技能実習生の賃金を巡っては以上の例の他にも様々なごまかし方があるはずですので事例集を作れば面白いのではないかと思います。

ケラメイコス

この年は原点に戻ってと言うことでしたが頭の中にあったことと、自分自身が心の奥底に抱え込んでいたものと少し違っていました。イエスの叔父さんの話は聖書を開くのではなく既存の教会に批判的なプロテスタントの神学者で神を信じないクリスチャンである田川健三の「イエスと言う男 逆説的反抗者の生と死」と「教皇フランシスコの挑戦 闇から光へ」から始まりました。私の原点は「明日何を着よう、何を食べようとなぜ思い煩うのか。明日の苦労は明日の日に任しておけばよい」でこれ以外何も必要ないので当然の結果かもしれません。

やきもの話に戻ると見ているだけともいわず、心惹かれるモノが出てくればそれなりに理屈をつけてしまうことになりました。右端は俗に黒備前と言われるもので灰がしっかり懸りいい景色を出しています。これを手に入れる理屈は既に持っていた左の二つと同じ造りだが技法が違うと言うだけの話です。テニスを止め長年の大きな習慣が無くなったためのストレスの発散先の一つと言うことにしておきます。ただ釉薬を掛けない自然な状態の左端が一番いいのにといいながら…。造り手は備前の隠崎隆一先生です。



身近な法律相談会 (第 10 回)

日 時 平成 27 年 5 月 10 日 (日)
13 時 ~ 17 時 (受付終了は 16 時)

会 場 カトリック幡町教会 多目的ホール
広島市中区幡町 4 - 42
教会の駐車場は使用できません。

どなたでもご来場ください。

相談員 弁護士 : 近藤 剛史 税理士 : 碧山 裕二
弁護士 : 秋吉 理絵香 司法書士 : 金崎 文昭
弁護士 : 一久保 直哉 社労士 : 小松 公寛

共催 : 法律相談室 響き / フィリピン人労働者を支援する会

お問合せ先 千瑞穂法律事務所内 弁護士 近藤剛史
電話 082-962-0286
広島市中区鉄砲町 1 番 20 号第 3 ウエノヤビル 7 階

本の紹介

異邦人(いりびと)

原田マハ 著 PHP 研究所 1,700 円

絵画ややきものや刀などの美術品や造り手を題材とした本が目につくと感心を持ってしまいます。先日も刀にまつわる話が入っている浅田次郎の沙高樓綺譚や平岩弓枝の鑿師を読みました。いずれも刀の鑑定に係る偽物づくりと鑑定家との目に見えない戦い扱ったもので面白くはあっても美術品に纏わる真贋論争、偽物づくりと言う側面から見ると何とも言えない気持ちにもなります。自分で集めた古いものもどこまで正しいのか、時代が無いのかとすることを考えると面白くもあり、うんざりするところもあります。しかし買うかどうか判断するのは自分自身であるため自分の鑑識眼を信じるしかありません。美術品は販売のため様々な美辞麗句で説明されていてもそれを自分なりにどう判断し、どのように決断するかを繰り返してそれなりにものの見方が培われてくるとはいつても大したことはありません。もって生まれた感性だけではどうしようもないと諦めざるを得ません。

この本は私設美術館の副館長である主人公の若い女性が生まれつき持った審美眼が中心に据えられています。ふと立ち寄った画廊で見た一枚の絵に魅入られ手に入れます。未だ作品を発表したことも無い無名の若い女性の作品です。これの置いてあった画廊の主人も東京の老舗画廊の専務である自分の主人も良い絵とは認めても積極的に取り上げようとはしない中、この画家のずば抜けた力量を一瞬にして見抜き、世に出そうと思いつき、動きだすことから様々な波紋を巻き起こしていきます。この絵の作者を世に出すプランは順調に進みますが、同時に自分自身をめぐる、また絵の作者をめぐる秘密が現れてくると同時にそれぞれの生活基盤は崩れ去っていきます。自分の勤めていた美術館の中心にあり、思い入れの深かったモネの睡蓮が自分の知らない間に売却処分され、それが形を変えて彼女のもとに顕れてきます。類まれな才能を持った画家と同じような審美眼を持った二人の女性が新しい世界を切り開いていきます。異邦人とは京都と言う長い歴史を持った街に普通では受け入れられることの無い二人を、また俗人を超越した美的感覚の持ち主としての二人は世に受け入れられ難いと言った意味でしょうか。一気に読まれたミステリー小説でした。

言葉

わたくしの内に神は存在されません。
神を欲する痛みが非常に強いので、わたくしはただ神を求めるのですが、
わたくしが感じるのは、神がわたしを望まれないことです。
神は不在です。・・・神はわたくしを望まれない。
時々自分の心が「わたくしの神よ」と叫ぶのが聞こえます。
でも何も戻ってきません。
この責め苦と痛みを説明できません。

マザー・テレサ、来てわたしの光となりなさい P 012

1961年ごろの手紙

発行所

医事業務支援センター・小松社会保険労務士事務所
フィリピン人労働者を支援する会

〒734-0045 広島市南区西本浦町 14-11-511

携帯 090-7590-0215 Tel・Fax 082-285-9039

e-mail k.komatsu@do.enjoy.ne.jp <http://srk2002.com/>

平成27年 3月 1日 発行